

京都市立芸術大学附属図書館文献複写規程

(平成24年6月12日館長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市立芸術大学附属図書館（以下「図書館」という。）が受託する文献複写に関し、必要な事項を定めるものとする。

(複写の目的)

第2条 文献の複写は、学習、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り受託することができる。

(依頼の対象者)

第3条 文献の複写を依頼することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の大学又は高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設
- (2) 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館及びこれに類する施設（国又は地方公共団体又は民法第34条の法人が設置するものに限る。）
- (3) 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたものに設置された図書館及びこれに類する施設（国又は地方公共団体又は民法第34条の法人が設置するものに限る。）
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第2条に規定する学校図書館
- (6) 国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）第1条に規定する国立国会図書館
- (7) 文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設に設置された図書館及びこれに類する施設
- (8) その他、附属図書館長（以下「館長」という。）が認めるもの

(複写の依頼)

第4条 文献の複写を依頼しようとする者は、館長に複写の申込みを行い、受理されなければならない。

2 館長は、文献の種類、保存状態により、依頼を拒否することがある。

(複写料金の納付)

第5条 前条第1項により依頼が受理された者は、文献の複写料金を納付しなければならない。

2 文献の複写料金は、別表に規定する複写料及び複写物の送料を合算した額とする。

3 文献の複写料金を支払う者は、料金の額及び支払期限を厳守しなければならない。

4 納付された複写料金は、いかなる場合も還付しない。

附 則

この規程は、平成24年6月13日から施行する。

別表

種 別	単 位	料 金	備 考
電子複写方式 (白黒)	A3判 (1枚につき)	35円	A3判以下の用紙を使用した場合もA3判の料金とする。